

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.53

エジプト — 模倣品対策の概要

はじめに

以下の記事は、知的財産権者がエジプトで侵害に遭遇した場合に利用しうる法的救済（民事・刑事の両方）の概要を示したものである。さらに、エジプト輸出入管理公団（General Organization for Export and Import and Control ; GOEIC）に関する規定についても論じる。GOEIC の規定は自社製品をエジプトに輸出する企業に大きな影響を及ぼすからである。

背景

おおよそ 1 億人の人口を抱えるエジプトは北アフリカで最大の人口を有する国であり、地域の交易の中心となっている。エジプトでは大規模な模倣が行われており、模倣行為の大半は首都カイロで行われている。カイロでも最大級の模倣行為のホットスポットとして、エル・ヘラフイーン（El Herafeein）、ナジブ・エルリハニス・ストリート（Najib El Rihanis Street）、アブデル-アジズ・ストリート（Abdel-Aziz Street）、アル-タウフィキア（Al-Tawfiqia）、バブアジシャイラ（BabAJSha'ilia）といった地名が挙げられる。

まず手始めに、エジプトにおける知的財産と模倣品に関する法律に目を向けてみよう。次に、知財エンフォースメントのための手続、国境での水際対策、オンラインによる模倣品取引といった問題を取りあげ、最後に GOEIC について論じることにする。

模倣品取締りに関係する法律

知的財産権保護はエジプト憲法の中に麗々しく掲げられているが、知的財産に関する主要な法律は「知的財産権保護法」（2002 年法律第 82 号）である。そのほかに、エジプトの法律家たちが知的財産に関連して適用される可能性があると考えている法律として以下のようなものがある。

- 商法（1999 年法律第 17 号）
- 2006 年消費者保護法。詐欺的製品に関する消費者の苦情に適用される。
- 2005 年競争保護・独占禁止法。独占禁止関連の問題を扱った法律であり、知財に関わる要素も有している。
- 2005 年輸入・輸出入品検査・規制手続法施行令。模倣品の疑いのある商品が出荷される時点で権利者と当局がとるべき手続の詳細を定めている。
- 2005 年関税法

特許及び実用新案

侵害に対する主な救済手段

侵害に対する主要な救済手段は、「知的財産権保護法」(2002年法律第82号)に規定されている。

権利者の排他的権利について定めた同法第10条は、特許権者はあらゆる手段による発明の利用を第三者に禁じる排他的な権利を有する、と規定している。

ただし、以下に掲げるようないくつかの行為は侵害とは見なされない。

- 学術研究目的で実施する活動。
- エジプトにおける善意の先使用。
- 他の製品を得るための、発明の対象となっている製造方法の間接的使用。
- 保護期間に、第三者が、販売の承認を得る目的をもって、その製品の製造、組立、使用又は販売をおこなう場合。ただし、その販売を当該保護期間の満了後に始める場合に限る。
- 第三者による上記以外のすべての行為。ただし、その第三者が特許の通常利用を不当に妨害しておらず、かつ、他の者の合法的な利益を考慮に入れた上で特許権者の利益に不当に損害を与える者でない場合に限る。

第32条は侵害に関する規定であり、侵害に対する罰金を20,000エジプトポンドから100,000エジプトポンド(米ドル換算で1,200ドルから6,000ドル)と定めている。この罰金は、累犯者の場合には40,000エジプトポンドから200,000エジプトポンド(米ドル換算で2,400ドルから12,500ドル)に加重される。

第33条は、侵害が生じた場合に、特許権者は管轄裁判所長に対し、「特許製品を模倣したと主張される製品又は商品に対する証拠保全措置」を指示する命令の発行を求めると規定している。これらの措置には、「当該の製品及び商品をその状態で保管する」ために必要な措置が含まれる。

第35条は、製品及び商品の廃棄を指示する命令について定めている。

侵害に対する他の救済措置

上に挙げたもの以外の他の救済は、商法、特に、第66条(以下に全文掲げる)に規定されている。この規定は特に特許と商標に言及し、知的財産の侵害と不正競争行為とを関連づけている。エジプトの法律家たちの見解によれば、この条文には民事・刑事両方の救済が含まれているという。

商法第66条の規定は以下のようになっている。

1. 商取引において遵守される慣習及び規範に反する行為は、すべて違法な競争行為と見なされるものとする。特に、第三者の所有に属する商標、商業名、特許状又は営業秘密、出資の権利の侵犯や、第三者の販売店の従業員を教唆して秘密漏洩又は離職を促す行為、及び結果的に第三者の販売店又は製品との混同を生じさせる行為又は主張、上記の権利の権利者又は管理責任者又は権利者の製品に対する信頼を低下させる行為は、違法な競争行為に含まれる。

2. 違法な競争行為をなした者は、その行為の結果として生じた損害を補償する義務を負うものとする。裁判所は、損害賠償に加えて、損害の除去及び有罪宣告の概要公開を命じる判決を言い渡す権限を有する…

この規定の趣旨は、特許侵害は知的財産権保護法（2002年法律第82号）に基づく侵害行為を構成するだけでなく、商法に基づく不正競争行為も構成するということである。

集積回路の回路配置

侵害に対する救済

権利者の排他的権利は、知的財産権保護法（2002年法律第82号）の第50条に規定されている。この規定によれば、保護対象の回路配置に関する権利の所有者から事前に書面による許可を得ずに以下の行為をなすことは侵害に相当する。

- 集積回路に組み込むか別段の方法によるかを問わず、保護対象の回路配置の全部又は一部を複製すること。
- 回路配置を単体として扱うか、集積回路の一部として扱うか、製品の構成部品として扱うかに関わらず、商取引を目的とした回路配置の輸入、販売又は頒布。

第51条は、個人的使用、学術研究及び独自の制作などについて侵害の例外規定を定めている。

第53条は、侵害に対しては40,000エジプトポンドから100,000エジプトポンド（米ドル換算で2,500ドルから6,250ドル）の罰金を科すことができると規定している。累犯者の場合には刑罰が加重され、2年以下の禁錮及び200,000エジプトポンドまで（米ドル換算で12,500ドルまで）の罰金が科される。

商標

侵害に対する主な救済手段

知的財産権保護法（2002年法律第82号）の第113条によれば、公衆に誤解を生じさせる恐れのある方法で登録商標を模倣又は模造した者、模倣された商標を詐欺的に使用した者、模倣された商標を表示した商品を悪意で販売した者は、2か月以上の禁錮（累犯の場合には必ず科される）及び又は5,000エジプトポンドから20,000エジプトポンド（米ドル換算で300ドルから1,200ドル）の罰金を科されることになる。在庫調査、侵害に使用された設備の押収等の証拠保全措置が併せて命じられることもある。

第 115 条は、利害関係者の請求に応じて侵害の存在を立証し、侵害に相当する製品及び設備の目録を作成し、それらの押収を命じることができると規定している。

侵害に対する他の救済

上に挙げたもの以外の他の救済は、先に記載したように商法、特に第 66 条に規定されている。発明の場合、不正競争行為に基づく訴訟を提起しうるのは権利が登録されている（特許が付与されている）場合のみであるのに対し、商標の場合には未登録商標についても訴訟を提起しうるという点は指摘しておくべきであろう。

意匠

侵害に対する救済

意匠権の侵害に対する救済は、知的財産権保護法（2002 年法律第 82 号）の第 127 条に規定されている。

この規定によれば、意匠登録の権利者は、当該意匠を施した製品の第三者による使用、製造、販売、輸入を禁じる権利を有している。例外が適用される例としては、学術研究、教育目的の使用、非商業的な活動、公正な対価と引き換えに行われる修理用部品の製造販売その他、通常の利用と不当に抵触せず、かつ権利者の正当な利益を不当に損なわない使用が挙げられる。

第 134 条は、特に保護対象の意匠の模倣や模倣された意匠を表示した製品の販売につき、4,000 エジプトポンドから 10,000 エジプトポンド（米ドル換算で 200 ドルから 600 ドル）の罰金を科すことを認めている。

第 135 条は、侵害事案を審理中の裁判所の所長は、侵害の立証、侵害品の在庫目録の作成及び押収を行うことができると規定している。

著作権

侵害に対する救済

著作権の侵害に対する救済は、知的財産権保護法（2002 年法律第 82 号）の第 179 条に規定されている。

第 179 条の規定によれば、著作権侵害訴訟を審理中の裁判所は、著作物の詳細な説明書の作成、著作権侵害の認定、差止命令、侵害に相当する複製物の押収等の証拠保全措置や、損害額の査定を命じることができる。

第 181 条は、著作権侵害に対し裁判所が 5,000 エジプトポンドから 10,000 エジプトポンド（米ドル換算で 300 ドルから 600 ドル）の罰金を科すことを認めている。このような罰金は、著作物の模倣、賃貸、流布、販売、コンピュータネットワークによる拡散、製造、技術的な保護手

段の除去、経済的又は人格的な著作権保護の一般的な侵害等、各種の活動に対して科されることがある。

模倣品取締りの法執行手続

民事訴訟

民事訴訟は専門裁判所のひとつである経済裁判所 (the Economic Court) に提起される。特許侵害訴訟よりも商標侵害訴訟の方がはるかに多く見られるため、ここではエジプトでの商標侵害に関する民事訴訟の手続と各種手続の期限を示すことにする。

- 商標侵害訴訟は必ず先使用又は商標登録に基づく訴訟となるため、先使用又は商標登録を証明する書類を裁判所に提出することを要する。
- 侵害を主張される被告の使用を立証するためには、試験的に購入した侵害品に購入を裏付ける領収書を添えて裁判所に提出する必要がある。
- 「予審委員会」(Preparing Panel) と呼ばれる組織が、当事者間における訴訟の和解による解決を図ることになる — 予審委員会が友好的解決を試みる期間は最長で2か月である。
- その後、訴訟は裁判所に付託される。裁判所は、その事案に関して意見を提出する専門家を指名する可能性が非常に高い。
- 商標侵害によって自らが被った金銭的損害を権利者が立証しうる場合、その立証は裁判所が命じる損害賠償に影響を及ぼすことになる。
- 保証金の提供を前提として、予防的措置を求めることも可能である。そのような措置には、侵害品の押収や侵害品の製造に使用された機械類の押収等が含まれる。
- 裁判所によって訴訟の判決が示されるまでの平均所要期間は10~12か月である。

刑事訴訟

刑事訴訟の場合も、特許に関する訴訟よりも商標に関する訴訟の方がはるかに一般的である。商標に関するエジプトの刑事訴訟の手続と各種手続の期限は以下のようになっている。

- 訴状を提出する前に侵害行為に関する停止通告書を送付する義務はないが、通告書を送付することが望ましいケースもある。
- 刑事手続は、商標権者が法執行当局である供給捜査警察 (Supply Investigation Police) に告発状を提出することによって開始される。この警察部門は、供給・国内通商省 (<http://www.msit.gov.eg>) に所属している (以前は通商産業省 (<http://www.mti.gov.eg>) に所属していた)。
- 供給捜査警察ではなく同じ供給・国内通商省の商業詐欺取締課 (Department of Combating Commercial Fraud) に告発状を提出してもよいかという問題をめぐっては、多少の混乱が存在しているようだ。我々の理解するところでは、同課に提出された告発

状は供給捜査警察に付託されることになる。それゆえ現地の法律家たちは、わざわざ商業詐欺取締課に告発状を提出する意味はないと考えている。

- 供給捜査警察は、侵害品を差し押さえるために侵害者の施設の強制捜査を実施する。
- 供給捜査警察は侵害品とされる商品のサンプルを登録局に送付し、それを受けて登録局が報告書を提出する。この報告書には、当該商標の登録上の権利者が誰であるかが記載され、押収された商品に表示された商標と登録商標との類似性の度合いに関する論述が盛り込まれる。
- その後、事件は地方検事 (District Attorney) に付託される。検事総長の決定により、知的財産権侵害に関わる事案はすべて金融犯罪を専門とする地方検事 (Financial Affairs District Attorney) によって処理されなければならない。そのため地方検事は、それらの事案を金融犯罪担当の地方検事に付託することを要求される。金融犯罪担当の地方検事は事件を軽罪裁判所 (Court of Misdemeanours) に付託する権限を持っているが、それよりも貿易金融検察局 (Trade and Finance Prosecution ; 商標の模倣に関わる事案を処理する部署) に付託する可能性が高い。その結果、事件は経済裁判所に付託され、その事案は第 113 条に基づく商標侵害訴訟として審理されるであろう。
- 第 113 条は、公衆に誤解を生じさせる恐れのある方法で登録商標を模倣又は模造する行為、模倣された商標を詐欺的に使用する行為、模倣された商標を表示した商品を悪意で販売する行為を犯罪と規定している。前述したように、これらの犯罪に対する刑罰には 5,000 エジプトポンドから 20,000 エジプトポンド (米ドル換算で 300 ドルから 1,200 ドル) の罰金刑だけでなく禁錮刑が含まれ、累犯の場合には必ず禁錮刑が言い渡される。商標権者は商標侵害に関わる刑事訴訟に参加して損害賠償を請求することができる。
- 刑事訴訟の判決が示されるまでの平均所要期間は 8~10 か月である。

模倣品に対する水際対策

国境における水際対策が導入されたのは 2005 年のことである。その対策は以下のように要約することができる (これについても商標侵害に関わる事案を中心にまとめる)。

- 税関当局は、一般に、知的財産権者が申立書を提出しない限り行動を起こさない。当局が職権により自発的な措置をとることは考えにくい。我々の経験では、当局は「登録」を求める申請を受けた直後に職権による通知を行う場合があるだけである。それ以外の状況において、当局がいかなる形で「職権による」通知を行うことはないと思われる。
- 侵害に関する「一応の証拠」 (prima facie evidence) が提出された場合、税関当局は問題の商品の通関を差し止める。ここでいう「一応の証拠」には次のようなものが含まれる：侵害が疑われる貨物に関する詳細な説明；認証済みの商標登録証；当該貨物について暫定的措置を求める申立が裁判所に提出されたことはなく、裁判所がそれら暫定的措置を拒絶する判決を示したこともない旨を言明した商標権者の宣誓供述書。
- 商標権者は、荷の価額の 25% に相当する保証金を提供する必要がある。商標権者に有利な判決が示された場合、この保証金は返還される。
- 税関当局は侵害被疑商品を押収し、10 日間にわたって留置する。

- 10日の留置期間中に、各当事者（商標権者と当該商品の輸入者）は、商品を検査する機会を与えられる。
- この期間中に、商標権者は裁判所に押収命令を求める申立を提出するとともに本案に関する審理を求めなければならない。輸入者は押収を拒否することができる。
- 上記の裁判所への申立に関わる証拠が提出された場合、出荷品の押収が行われ、裁判所での審理が開始されなければならない。
- 商標権者は、問題の商品の廃棄だけでなく補償（損害賠償）を請求することができる。

税関への商標登録について言えば、税関への登録は理論的には可能であるが、関連情報が税関のデータベースに記録されることはなく、登録後に税関が模倣品の貨物の検索やブランド権利者への通知を行うことを保証する効果もない、という点を理解しておくことが重要である。実際には税関はそのような権限を持っていない。事実上、ブランド権利者は、模倣品の貨物が到着する可能性があると予想した時点でそのつど申立を行う必要がある。この申立に基づいて口頭での通知が行われる可能性がある。税関には知的財産権保護通信事務管理局

（Communication Authority for Protection of Intellectual Property Rights）の出張所があり、水際対策の実施に当たって税関を補佐することになっている。しかし、我々の見解によれば、現段階では、この機関が模倣品取締りの分野で知的財産権者に提供できることはさほど多くないと思われる。

オンラインによる模倣品取引

知的財産権者は、オンライン上の模倣品取引に関する告発状をサイバー犯罪取締局（Cyber Crimes Bureau）に提出することができる。この当局は内務省に属する機関で、インターネット上で実行される犯罪全般に対し管轄権を有している。知的財産権者は、犯罪に利用されているウェブサイトや侵害された権利について詳細な情報を提供する必要がある。当局は調査を行った上で事件を検察官に付託し、更なる捜査を求める。その後、事件は軽罪裁判所に付託され、軽罪裁判所は被告に損害賠償を命じることができる。

エジプト輸出入管理公団（GOEIC）

エジプト輸出入管理公団（General Organization for Export and Import and Control ; GOEIC）は、エジプト対外貿易省（Egyptian Ministry of Foreign Trade）と密接に連携して活動している機関である。その目的は、貿易の流れを円滑化し、エジプトの産業を支援し、あらゆる種類の輸出を発展させ、エジプト国民のために国際市場におけるエジプトの競争力を向上させることである。

2016年、エジプト政府が同年3月16日付で「エジプト・アラブ共和国への製品輸出に関する工場の適格性登録管理規則の改正に関する政令（2016年第43号）」（Decree 43/2016, Regarding the Amendment of the Rules organizing the Registration of the Factories

qualified to Export Products thereof to the Arab Republic of Egypt, dated 16 March 2016) を公布した時点で、国際的な商標を有する商標権者たちは GOEIC に目を向けることとなった。この政令は、同国への不正な商品輸入の取締りを目指して採択されたものである。

この政令の効果により、特定の輸入品は GOEIC の許可を得ない限りエジプト市場に合法的に参入できなくなった。GOEIC の許可を得るためには、商標権者が以下の 2 項目を GOEIC に登録する必要がある。

- 製造者の名称
- 輸入品に対応する商標登録

基本的に、登録された工場で生産されたものか商標権者である企業から輸入されたものでない限り、輸入品を「発売してはならない」。

製造者登録には以下の情報及び書類が要求される。

- 定款
- 当該製造者の製品及び商標のリスト 1 通
- 当該製造者が以下のいずれかの機関が認めた品質管理システムを採用していることを立証する証明書 1 通：国際試験所認定協力機構 (ILAC) ; 国際認定フォーラム (IAF) ; 対外貿易担当大臣が承認したエジプト又は外国の機関。
- エジプト国内で承認された販売拠点のリスト 1 通

商標の登録には以下の書類が要求される。

- 商標登録証 (エジプト国内又は外国の登録証。本国のものが望ましい)
- 許可を受けた販売拠点に関する商標権者の証明書 1 通
- 国際試験所認定協力機構 (ILAC) 、国際認定フォーラム (IAF) 又は対外貿易担当大臣が承認したエジプト又は外国の機関から品質管理保証を受けていることを証明する商標権者の証明書 1 通

ここで指摘しておくべき点としては以下のようなものがある。

- 役務提供者、すなわち商品ではなく電気通信や金融などのサービスを提供する企業は、GOEIC の影響を受けない。GOEIC は主として商品の模倣対策を目的としている。
- GOEIC に基づく措置は、指定された品目を製造している企業のみ適用される。2019 年に (2019 年 1 月 15 日付省令 2019 年第 44 号により) 、2016 年に発表された当初の品目リストに新たな品目が追加されていることを知っておくことが重要である。新たに GOEIC の対象となった製品には以下のようなものが含まれる (以下はすべての追加品目を網羅したものではなく、日本企業が特に関心を持ちそうな商品には強調を施している) 。

乳製品、ドライフルーツ油、チョコレート、菓子、パン菓子、果汁、水、化粧品、洗面用品、床仕上げ材、バスタブ、繊維、衣料品、履物、家具、**自動二輪車、腕時計、洗濯機及び各種家電品、照明器具、電話機、電気カミソリ**

- 上記の省令は、エジプトでの商品販売を開始しようという腹案の下で目下エジプトでの商標登録を出願中の企業だけでなく、すでに商標登録を済ませている権利者にも同じように適用される。
- ただし、GOEIC の登録プロセスと商標登録プロセスとは互いに無関係である。つまり、エジプトで商標登録を出願する際に GOEIC の登録証明書を提出する必要はない。

結論

エジプトは、模倣品に対して妥当な保護基準を設けている。しかし、現地の法律家たちの指摘によれば、知的財産権者が自らの務めを果たすことが肝心である。例えば、エジプトにおける商標登録は絶対に必要である。定期的に市場を調査することも非常に重要である。最後に言えば、エジプトの税関職員が模倣品取締りの分野で十分な教育・訓練を受けられるようにする上で、知的財産権者が提供しうる支援は非常に有益なものとなるだろう。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 53

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。